

# くれさかクリーンセンター ごみ処理手数料の改定について

令和7年10月1日から、くれさかクリーンセンターのごみ処理手数料を次のとおり改定します。

(ごみ処理手数料はくれさかクリーンセンターにごみを持込する場合に必要です。  
家庭ごみを地域のごみステーションに排出する場合は不要です。)

現行(令和7年9月30日まで) 10kgあたり **100円**



改定後(令和7年10月1日から) 10kgあたり **130円**

## ごみの持込について くれさかクリーンセンターからのお願い

- ごみの減量にご協力ください。
- 適切に分別し搬入してください。
- 夢前町・香寺町・安富町及び福崎町以外で発生したごみは搬入できません。
- 産業廃棄物は搬入できません。
- 自身で行った家屋(納屋・カーポート等を含む)の解体(リフオーム含む)で出た廃木材や瓦・レンガ・コンクリートなどのガレキ類を搬入する場合は、お住まいの市町にて「一般廃棄物処理申出書」の交付が必要です。
- ごみの排出者自ら又は家族が運転又は同乗してください。